

(法第28条第1項関係)

令和6度事業報告書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人
世界遺産長崎チャーチトラスト

1 事業の成果

1) 長崎の教会群に関する研究・調査、啓発及び交流事業

- (1) 啓発事業として例年実施しているフィリピンからの巡礼団の「日本26聖人祈念ウォーキング（時津～西坂）」については、今年度も36名の参加があり、地元関係者との交流事業を実施した。
次年度以降も継続的实施予定。

2) 教会と周辺環境の整備・保存に関する支援事業

- (1) 長崎大司教区や行政等との連携のもと配置（平成25年3月～）している「教会守」を継続して配置し、周辺エリアの環境整備・保存に関する情報の収集を継続して行った。
(2) その他、「教会守」からの定期報告に基づき、必要な教会周辺の環境整備のため、簡易な補修工事や清掃活動を支援した。

3) 秩序と品格のある活用と地域活性化に関する企画・支援事業

- (1) 「教会守」の設置に伴う教会見学「事前連絡（予約）」は、大きな混乱もなく「定着」したと言える。しかしながら、来訪者の多様化するニーズに十分に対応できているか？検討の時期に来ている（インバウンド対策含む）。
(2) 平成30年7月の世界文化遺産に登録後の「教会見学者の大幅な増加によるトラブル」防止のため、継続して見学マナーの周知徹底を図っている。

4) 情報発信・広報活動等

- (1) インフォメーションセンター内の展示物（パネル、教会模型等）の保全、構成資産へのアクセスマップの更新、パンフレットの充実等を随時実施した。

- (2) 田平教会でのコンサート開催、
- (3) 関東のミッション系高等学校・中学校各 1 校から「深掘り」学習依頼があり、
当方に対応した。
学生との交流を通じて、世界遺産・関連遺産の啓発・周知に努めた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 長崎の教会群に関する研究・調査、啓発及び交流事業
- ② 教会と周辺環境の整備・保存に関する支援事業
- ③ 秩序と品格のある活用と地域活性化に関する企画・支援事業
- ④ 情報発信・広報活動事業

定款の 事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者の範囲 及び人数	事業費の 金額 (千円)
①について	調査研究事務費	年間	各地域	7名		4,200
②及び③について	教会守の配置	年間	出津・大野 江上・旧五輪	15名	来場者多数	9,461
	教会清掃	随時	江上・旧五輪ほか 各教会	約100名	参加者多数	168
④について	長崎の教会群を守る サポート制度の周知	随時	チャーチトラスト 及びホームページ	1名	県民・事業者	6,670

計 20,499

事業費 支出額	20,499
---------	--------

決 算 報 告 書

第 18 期

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月31日

NPO法人世界遺産長崎チャーチトラスト

長崎市出島町1-1-2F

令和6年度 活動計算書

特定非営利活動法人世界遺産長崎チャーチトラスト
(単位:円)

科 目	金	額
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	376,000	
賛助会員受取会費	72,000	448,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	55,927	55,927
3 受取助成金等		
受取補助金	2,177,915	2,177,915
4 事業収益		
受託事業収益	12,114,500	
事業収益	4,039,035	16,153,535
5 その他収益		
雑収入	138,931	
受取利息	1,996	140,927
経常収益計		18,976,304
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当	6,012,665	
法定福利費	748,901	
賃金	5,697,073	
人件費計	12,458,639	
(2)その他経費		
旅費交通費	605,616	
広告費	52,250	
賃借料	363,330	
消耗品費	299,757	
通信運搬費	303,299	
委託費	2,719,600	
支払手数料	50,875	
水道光熱費	56,810	
租税公課	977,833	
雑費	2,611,123	
その他経費計	8,040,493	
事業費計		20,499,132
経常費用計		20,499,132
税引前当期正味財産増減額		-1,522,828
法人税、住民税及び事業税		71,000
当期正味財産増減額		-1,593,828
前期繰越正味財産額		6,883,797
次期繰越正味財産額		5,289,969

NPO法人世界遺産長崎チャーチトラス
全事業所

2025年 3月31日 現在

[illegible]

計算書類の注記

1. 重要な会計の方針

計算書の作成は、NPO 法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO 法人会計基準協議会）によっています。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は総平均法によっています。

(2) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業毎の区分経理はしていません。

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

NPO法人世界遺産長崎チャーチトラスト
全事業所

[税込] (単位: 円)
2025年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金

十八親和・県庁 0078068

十八親和・県庁中央 0775456

十八親和・県庁 1015891

現金・預金 計

(その他流動資産)

貯 蔵 品

前 払 費 用

立 替 金

未 収 入 金

保 証 料

その他流動資産 計

流動資産合計

【固定資産】

(有形固定資産)

建物付属設備

工具器具備品

一括償却資産

有形固定資産合計

固定資産合計

資産の部 合計

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金

前 受 金

預 り 金

社保

雇用

所得税

住民税

未払法人税等

未払消費税

流動負債 計

負債の部 合計

正味財産

0

1, 573, 827

12, 521

470, 826

2, 057, 174

3, 117, 400

0

0

1, 259, 703

0

4, 377, 103

6, 434, 277

556, 655

40, 447

1

597, 103

597, 103

7, 031, 380

1, 654, 108

0

16, 303

(0)

(0)

(16, 303)

(0)

71, 000

0

1, 741, 411

1, 741, 411

5, 289, 969